

WHO世界戦略

アルコール健康障害

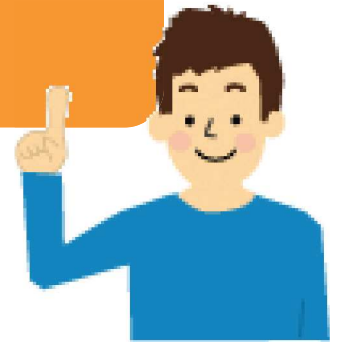
対策基本法

山形県推進計画

2014年6月、 アルコール健康障害対策基本法が施行！！

WHOは、2010年5月の総会で「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」を決議し、加盟国に対して総合的な対策を求めました
日本にも、基本法を作ろうという機運が生まれました

2013年12月7日、0時25分、国会可決！



基本法の理念

『不適切な飲酒』の防止によって、
『健康障害と関連問題』を防止する

日本におけるアルコール健康障害対策や法制度

時期	アルコール関連問題対策
1922年	未成年者飲酒禁止法 公布
1955年代	『回復の見込みがない』として扱われた隔離と収容の時代
1958年	高知県と東京都で、我が国初の「断酒会」が誕生
1961年	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 公布
1963年	国立久里浜病院に我が国初の「アルコール依存症専門病棟」設置
同年	全日本断酒連盟の設立
1950年代前半～	疾病としての『コントロール喪失と進行性』アルコール依存症
1970年代後半～	『福祉的支援の対象』としてのアルコール関連問題にかかわる
1989年以降…	医療・保健・教育・福祉サービスの対象として… <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医療と健康障害を扱う一般医療との連携が求められる ・ 自助グループ(断酒会、A.A.など)を活用した社会参加へ
2014年	アルコール健康障害対策基本法 施行

アルコール健康障害対策基本法の概要

⑩の基本的施策

再発
予防

- ① ◆社会復帰の支援
- ② ◆民間団体の活動支援
(医療の充実等)

進行
予防

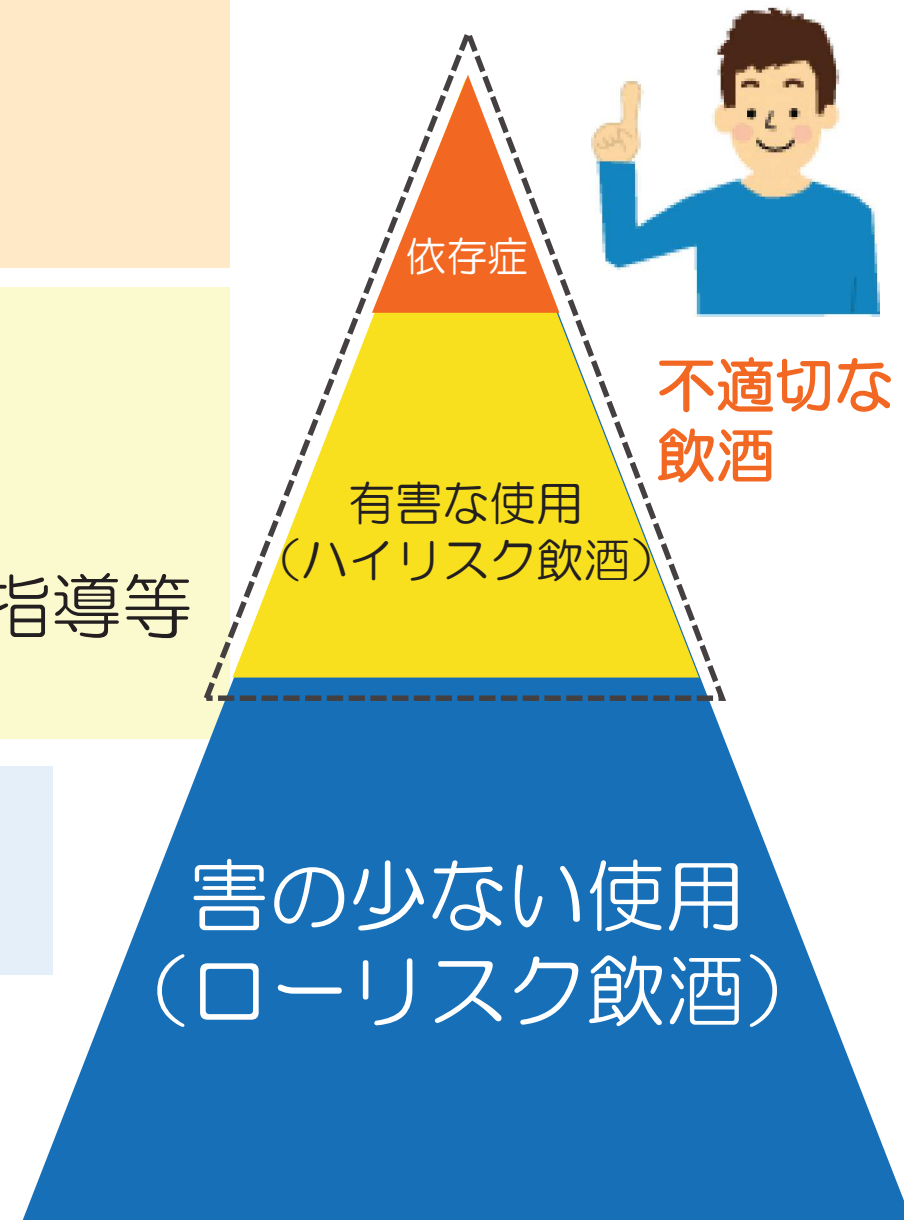
- ③ ◆健康診断及び保健指導
- ④ ◆医療の充実等
- ⑤ ◆相談支援
- ⑥ ◆飲酒運転等をした者への指導等
(人材の確保等)

発生
予防

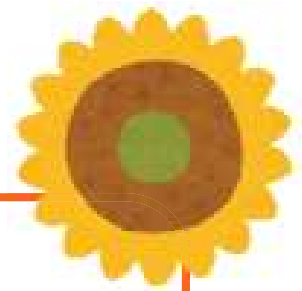
- ⑦ ◆不適切な飲酒の誘引防止
- ⑧ ◆未成年者予防教育の振興

全体

- ⑨ ◆調査研究の推進等
- ⑩ ◆人材の確保等
(民間団体の活動支援)



山形県でも、2019年3月、 アルコール健康障害対策推進計画を策定!!



ポイント!

山形県の計画では「節度ある飲酒」という表現をします。
あえて“適正飲酒”という言葉は使いません!



県が選定する専門医療機関 (五十音順)

人それぞれ体質により、健康に影響する酒量は異なります。
かつては「百薬の長」とされましたが、最近の研究では、少量であっても何らかのリスクがあると解っています。「限りなくリスクの低い飲酒量」という意味で「節度ある飲酒」としています。



病院名	所在地・連絡先	電話連絡先
秋野病院	天童市久野本362-1	023-653-5725
かみのやま病院	上山市金谷字下河原1370	023-672-2551
山形さくら町病院	山形市桜町2-75	023-631-2315
佐藤病院	南陽市柵塚948-1	0238-40-3170
山容病院	酒田市浜松町1-7	0234-33-3355
若宮病院	山形市吉原2丁目15-3	023-643-8222

身近な相談窓口

機関名	電話連絡先
村山保健所	023-627-1184
最上保健所	0233-29-1266
置賜保健所	0238-22-3015
庄内保健所	0235-66-4931
山形市保健所	023-616-7275

お住まいの市町村役場・保健師さんにお尋ねください!

相談拠点

機関名	所在地	電話連絡先
山形県精神保健福祉センター	山形市小白川2-3-30	023-624-1217

